

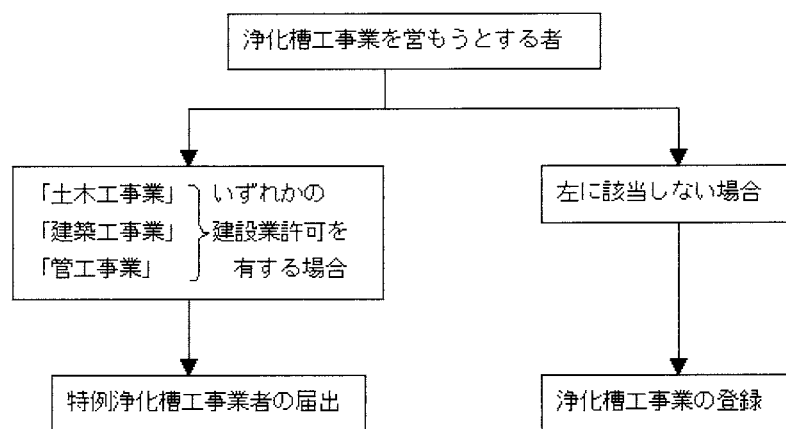
## 2-7 浄化槽工事業の登録手続きについて教えてください。

### 1 浄化槽工事業とは

浄化槽の工事を業として行う場合は、都道府県知事に登録をしなければなりません（法第22条第1項）。

ただし、建設業法第2条第3項に規定する建設業者であって、建設業の許可のうち「土木工事業」「建築工事業」もしくは「管工事業」のいずれかを有している場合は、特例浄化槽工事業者の届出で足りるとされています（法第33条）。

#### 浄化槽工事業登録制度のしくみ



### 2 浄化槽工事業の登録

#### (1) 登録の要件

- ア 浄化槽法第24条第1項各号の欠格要件に該当しないこと。
- イ 営業所ごとに浄化槽設備士が置かれていること。

なお、浄化槽工事業における「営業所」とは、本店、支店若しくは営業所などのうち、常時、浄化槽工事の施工に関する業務を行う事務所のことをいいます。

#### (2) 登録期間

5年間

#### (3) 登録手数料

- ア 新規登録 33,000円 ※新潟県収入証紙を登録申請書に貼付します。
- イ 更新登録 26,000円

#### (4) 留意事項

浄化槽工事業の登録業者が「土木工事業」「建築工事業」若しくは「管工事業」のいずれかの建設業許可を取得した場合には、浄化槽工事業としての登録は効力を失うため、後述する「特例浄化槽工事業者の届出」を速やかに行う必要があります。

(5) 提出書類

提出書類	備考
(別記様式第1号) 浄化槽工事業登録申請書	
(別記様式第2号) 誓約書	
浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し	営業所ごとに1人
(別記様式第3号) 工事業登録申請者の調書	役員全員分
(別記様式第4号) 浄化槽設備士の調書	
浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに代わる書面	※
登記事項証明書	法人の場合
工事登録申請者の住民票又はこれに代わる書面	個人の場合※
事業主・役員・法定代理人の一覧表	県独自様式

※住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始により、県内に主たる営業所のある業者に限り、住民票の添付が省略できます。

3 浄化槽工事業登録の変更届

登録申請書の記載事項に変更があった時は、変更の日から30日以内に知事にその旨を届けなければなりません（届出には手数料はかかりません）。

変更事項	添付書類
商号・名称・氏名及び住所	登記事項証明書又は住民票抄本※
営業所の名称及び住所	登記事項証明書
法人の役員の氏名	登記事項証明書
新たに役員となる者がいる場合	登記事項証明書、誓約書、調書 事業主・役員・法定代理人の一覧表
浄化槽設備士の氏名・浄化槽設備士の 浄化槽設備士免状の交付番号	設備士免状又は設備士証の写し、調書、 住民票抄本※

※住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始により、県内に主たる営業所のある業者に限り、住民票の添付が省略できます。

4 特例浄化槽工事業者の届出

届出には下記の提出書類が必要です（届出には手数料はかかりません）。

なお、浄化槽工事業の登録のように更新の必要はありませんが、建設業の許可は5年に1度の更新があり、その際に「許可番号」及び「許可年月日」が変わるため、届出事項変更届の提出が必要になります。

提出書類	備考
(別記様式第11号) 特例浄化槽工事業者届出書	
建設業の許可通知書の写し又は建設業の許可証明書	
浄化槽設備士免状又は浄化槽設備士証の写し	営業所ごとに1人
(別記様式第4号) 浄化槽設備士の調書	
浄化槽設備士の住民票の抄本又はこれに変わる書類	※

※住民基本台帳ネットワークシステムの運用開始により、県内に主たる営業所のある業者に限り、住民票の添付が省略できます。

5 書類の提出先等

- (1) 県内に本社がある場合 正本1部、副本2部 本社を所管する地域振興局
- (2) 県外に本社がある場合 正本1部、副本1部 土木部監理課建設業室